

## 別紙 2

### 請求の趣旨目録

- 1 東税務署長が平成 25 年 6 月 27 日付けで原告に対してした原告の平成 18  
5 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「平成 19 年 3 月  
期」という。）の法人税の更正の処分（ただし、国税不服審判所長が平成 27  
年 3 月 5 日付けで原告に対してした裁決（以下「本件裁決」という。）により  
一部取り消された後のもの。以下、特に区別する必要がある場合を除き、本件  
裁決による一部取消しの前後を問わず、「平成 19 年 3 月期更正処分」という。）  
10 のうち所得金額 44 億 1276 万 0296 円、納付すべき税額 8 億 6638 万  
6200 円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定の処分（ただし、本件  
裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 2 東税務署長が平成 25 年 6 月 27 日付けで原告に対してした原告の平成 19  
年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「平成 20 年 3 月  
15 期」という。）の法人税の更正の処分（以下「平成 20 年 3 月期更正処分」と  
いう。）のうち所得金額 36 億 1896 万 6568 円、納付すべき税額 6 億 1  
101 万 9100 円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定の処分を取り  
消す。
- 3 東税務署長が平成 25 年 6 月 27 日付けで原告に対してした原告の平成 20  
20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「平成 21 年 3 月  
期」という。）の法人税の更正の処分（ただし、本件裁決により一部取り消さ  
れた後のもの。以下、特に区別する必要がある場合を除き、本件裁決による一  
部取消しの前後を問わず、「平成 21 年 3 月期更正処分」という。）のうち所  
得金額 27 億 3766 万 9958 円、納付すべき税額 3 億 9934 万 4900  
25 円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定の処分（ただし、本件裁決によ  
り一部取り消された後のもの）を取り消す。

- 4 東税務署長が平成25年6月27日付けで原告に対してした原告の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度（以下「平成22年3月期」という。）の法人税の更正の処分（以下「平成22年3月期更正処分」という。）のうち所得金額27億5305万1741円，納付すべき税額5億1813万8400円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定の処分を取り消す。
- 5 東税務署長が平成25年6月27日付けで原告に対してした原告の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度（以下「平成23年3月期」という。）の法人税の更正の処分（以下「平成23年3月期更正処分」という。）のうち所得金額27億7562万8212円，納付すべき税額6億5956万1900円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定の処分を取り消す。
- 6 東税務署長が平成25年6月27日付けで原告に対してした原告の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度（以下「平成24年3月期」といい，平成19年3月期，平成20年3月期，平成21年3月期，平成22年3月期及び平成23年3月期と併せて総称するときは，「本件各事業年度」という。）の法人税の更正の処分（以下「平成24年3月期更正処分」といい，平成19年3月期更正処分，平成20年3月期更正処分，平成21年3月期更正処分，平成22年3月期更正処分及び平成23年3月期更正処分と併せて総称して「本件各更正処分」という。）のうち所得金額25億5126万9287円，納付すべき税額6億4863万5400円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定の処分（以下，本件各更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定の処分（ただし，平成19年3月期更正処分及び平成21年3月期更正処分に係る各過少申告加算税の賦課決定の処分については，本件裁決により一部取り消された後のもの。以下，特に区別する必要がある場合を除き，本件裁決により一部取り消された後のものを指すものとする。）を総称して「本件

各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と本件各賦課決定処分を併せて総称するときは、「本件各更正処分等」という。)を取り消す。

以 上

### 別紙 3

#### 関係法令等の定め

#### 1 租税特別措置法 66 条の 4（国外関連者との取引に係る課税の特例）の定め

##### 5 (1) 租税特別措置法 66 条の 4 第 1 項の定め

租税特別措置法 66 条の 4 第 1 項は、法人が、昭和 61 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者（外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の 100 分の 50 以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（以下「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引（以下「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす旨を定めている。

##### 15 (2) 租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項の定め

20 租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項は、同条 1 項に規定する独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法により算定した金額をいう旨を定めている。

1 号 棚卸資産の販売又は購入 次に掲げる方法（二に掲げる方法は、イからハまでに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）

25 イ 独立価格比準法（特殊の関係にない売手と買手が、国外関連取引に係る

棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生じる対価の額の差を調整

5 できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ロ 再販売価格基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（以下「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもって当該

10 国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ハ 原価基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額

15 をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ニ イからハマまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法（以下「その他の方法」という。）

2号 前号に掲げる取引以外の取引 次に掲げる方法（ロに掲げる方法は、イに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）

20 イ 前号イからハマまでに掲げる方法と同等の方法

ロ 前号ニに掲げる方法と同等の方法

2 租税特別措置法施行令39条の12（国外関連者との取引に係る課税の特例）の定め

(1) 租税特別措置法施行令39条の12第7項の定め

25 租税特別措置法施行令39条の12第7項は、租税特別措置法66条の4第2項1号ハに規定する政令で定める通常の利益率は、国外関連取引に係る棚卸

資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）、製造その他の行為により取得した者（以下「販売者」ということがある。）が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（この項（別紙3の2(1)）において、「比較対象取引」という。）に係る当該販売者の売上総利益の額（当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売による収入金額の合計額から当該比較対象取引に係る棚卸資産の原価の額の合計額を控除した金額をいう。）の当該原価の額の合計額に対する割合とする（本文）が、比較対象取引と当該国外関連取引とが売手の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合とする（ただし書）旨を定めている。

(2) 租税特別措置法施行令39条の12第8項1号の定め

租税特別措置法施行令39条の12第8項は、租税特別措置法66条の4第2項1号ニに規定する政令で定める方法は、次に掲げる方法とする旨を定めている。

1号 国外関連取引に係る棚卸資産の租税特別措置法66条の4第1項の法人又は当該法人に係る同項に規定する国外関連者による購入、製造、販売その他の行為に係る所得が、当該棚卸資産に係るこれらの行為のためにこれらの者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者が当該所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因に応じて当該法人及び当該国外関連者に帰属するものとして計算した金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法

その余の号（略）

3 「租税特別措置法関係通達（法人税編）」（昭和50年2月14日付け直法2-2国税庁長官通達（平成23年課法2-13による改正前のもの。以下同じ。）。

以下「租税特別措置法通達」という。乙12、弁論の全趣旨）の定め

(1) 租税特別措置法通達66の4(2)-1の(1)の定め

租税特別措置法通達 66 の 4 (2) - 1 は、租税特別措置法 66 条の 4 第 1 項に規定する独立企業間価格の算定の基礎となる比準取引（以下「比較対象取引」という。）は、例えば、同条 2 項 1 号に規定する棚卸資産の販売又は購入の場合にあつては、同条 1 項に規定する国外関連取引を行った法人が非関連者との間で行う取引又は非関連者が他の非関連者との間で行う取引のうち、次に掲げる算定の方法の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取引となることに留意する旨を定めている。

(1) 独立価格比準法 国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と同様の状況の下で売買した取引（当該取引と国外関連取引とにおいて取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した場合には、その差異により生じる租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 1 号イに規定する対価の額の差を調整することができるものに限る。）

(2) 租税特別措置法通達 66 の 4 (2) - 3 の (8) の定め

租税特別措置法通達 66 の 4 (2) - 3 は、租税特別措置法 66 条の 4 の規定の適用上、比較対象取引に該当するか否かについては、例えば、次に掲げる諸要素の類似性に基づき判断することに留意する旨を定めている。

(8) 売手又は買手の使用する無形資産（著作権、法人税基本通達 20 - 1 - 2 1（平成 26 年課法 2 - 9 による改正前のもの）に定める工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいい、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれる。）のほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。以下同じ。）

(3) 租税特別措置法通達 6 6 の 4 (3) - 1 (取引単位) の定め

租税特別措置法通達 6 6 の 4 (3) - 1 は、独立企業間価格の算定は、原則として、個別の取引ごとに行うのであるが、例えば、次に掲げる場合には、これらの取引を一の取引として独立企業間価格を算定することができる旨を定めている。

5

(1) 国外関連取引について、同一の製品グループに属する取引、同一の事業セグメントに属する取引等を考慮して価格設定が行われており、独立企業間価格についてもこれらの単位で算定することが合理的であると認められる場合

(2) 国外関連取引について、生産用部品の販売取引と当該生産用部品に係る製造ノウハウの使用許諾取引等が一体として行われており、独立企業間価格についても一体として算定することが合理的であると認められる場合

10

(4) 租税特別措置法通達 6 6 の 4 (4) - 1 (利益分割法の意義) の定め

租税特別措置法通達 6 6 の 4 (4) - 1 は、租税特別措置法施行令 3 9 条の 1 2 第 8 項 1 号に掲げる方法 (以下「利益分割法」という。) は、原則として、国外関連取引に係る棚卸資産の販売等により法人及び国外関連者に生じた営業利益の合計額 (以下「分割対象利益」という。) を同号に規定する要因により分割する方法をいうことに留意する旨を定めている。

15

(5) 租税特別措置法通達 6 6 の 4 (4) - 2 (分割要因) の定め

租税特別措置法通達 6 6 の 4 (4) - 2 は、利益分割法の適用に当たり、分割対象利益の配分に用いる要因は、国外関連取引の内容に応じ法人又は国外関連者が支出した人件費等の費用の額、投下資本の額等これらの者が当該分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するにふさわしいものを用いることに留意する旨を定めている。

20

(6) 租税特別措置法通達 6 6 の 4 (4) - 5 (残余利益分割法) の定め

租税特別措置法通達 6 6 の 4 (4) - 5 は、利益分割法の適用に当たり、法人又は国外関連者が重要な無形資産を有する場合には、分割対象利益のうち重要な

25

無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額を当該法人及び国外関連者それぞれに配分し，当該配分した金額の残額を当該法人又は国外関連者が有する当該重要な無形資産の価値に応じて，合理的に配分する方法により独立企業間価格を算定することができる旨を定め，その注書  
5 において，当該重要な無形資産の価値による配分を当該重要な無形資産の開発のために支出した費用等の額により行っている場合には，合理的な配分として，これを認める旨を定めている。

(7) 租税特別措置法通達 6 6 の 4 (6) - 6 (無形資産の使用許諾等の取扱い) の定め

10 租税特別措置法通達 6 6 の 4 (6) - 6 は，無形資産の使用許諾又は譲渡の取引について，独立価格比準法と同等の方法を適用する場合には，比較対象取引に係る無形資産が国外関連取引に係る無形資産と同種であり，かつ，比較対象取引に係る使用許諾又は譲渡の時期，使用許諾の期間等の使用許諾又は譲渡の条件が国外関連取引と同様であることを要することに留意する必要がある(前段)，  
15 また，無形資産の使用許諾又は譲渡の取引について，原価基準法と同等の方法を適用する場合には，比較対象取引に係る無形資産が国外関連取引に係る無形資産と同種又は類似であり，かつ，上記の無形資産の使用許諾又は譲渡の条件と同様であることを要することに留意する(後段)旨を定めている。

4 経済協力開発機構 (OECD) 租税委員会が作成している「OECD 多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン」(以下「移転価格ガイドライン」  
20 という。2010年(平成22年)に改訂される前のもの。乙9) の定め

(1) 移転価格ガイドライン 1. 17 の定め

移転価格ガイドライン 1. 17 は，独立企業間価格の算定に当たって比較を行う場合には，比較対象となる取引間又は企業間の実質的な差異を考慮に入れ  
25 なければならず(前段)，実際の比較可能性を確保し，独立企業間の条件(又はその幅)を確立するためには，独立企業間の取引条件に影響を与えらると思わ

れる取引又は企業の属性を比較する必要がある（中段）、重要な属性としては、移転された資産又は役務の特性、（使用された資産や引き受けたリスクを考慮して）当事者が果たす機能、契約条件、当事者の経済環境、及び当事者が遂行している事業戦略等が挙げられる（後段）旨を定めている。

5 (2) 移転価格ガイドライン 1. 4 2 の定め

移転価格ガイドライン 1. 4 2 は、理想をいえば、公正な市場価値の最も正確な近似値を得るためには、取引ごとに独立企業原則を適用すべきであるが（第 1 段）、個々の取引が密接に結びついているか又は継続的に行われているため、別々には適正に評価することができない場合がしばしばあり（第 2 段）、その例には、商品又は役務の供給の長期的な契約、無形資産の使用に関する権利、及び個々の製品又は取引の価格決定が実務的ではない場合には、密接に関連した製品（例えば一つの製品ライン）の価格幅が含まれ（第 3 段）、関連者である製造企業への製造ノウハウの使用許諾と不可欠な部品の供給もまたこの例で、このような場合には、個々の独立企業の条件を評価するよりも、双方をまとめて評価した方がより合理的であって（第 4 段）、最も適当な独立企業の原則に基づく 1 つ又は複数の方法を用い、まとめて評価を行うべきである（第 5 段）旨を定めている。

5 移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの。甲 1 7）の定め（関係部分を抜粋したもの）

20 別紙 4 のとおりである。

6 移転価格ガイドライン（現行のもの）の定め

(1) 移転価格ガイドライン 2. 1 0 の定め

移転価格ガイドライン 2. 1 0 は、一般的な経験則の適用は、第 1 ～ 3 章の原則に基づき行われる完全な機能分析・比較可能性分析に代替するものとして適切ではなく（前段）、そのため、経験則は、ある価格又は所得の配分が独立企業間のものであることの証拠として使用することはできない（後段）旨を定

めている。

(2) 移転価格ガイドライン6.144の定め

移転価格ガイドライン6.144は、経験則の使用に関連するパラグラフ2.10の規定は、無形資産の使用又は移転が関わる事例を含む関連者間取引における正確な移転価格の算定に適用されるから（前段）、特に無形資産のライセンス許諾者とライセンス使用者間で所得配分する場合を含めて、価格又は所得の割り当てが独立企業間のものであることを証明するために、経験則を適用することはできない（後段）旨を定めている。

以 上

別紙 6

本件各更正処分等の根拠及び適法性

1 本件各事業年度における法人税の額の算定根拠

5 (1) 平成19年3月期

ア 所得の金額 54億2566万6115円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した後のものである。

(ア) 申告に係る所得の金額 44億1276万0296円

10 上記金額は、原告が、平成19年3月期の法人税の修正申告書（平成22年8月6日付け）に記載した所得の金額と同額である。

(イ) 国外関連者に対する所得の移転額 10億1290万5819円

15 上記金額は、原告が平成19年3月期において本件国外関連者との間で行った本件国外関連取引について、原告が本件国外関連者から支払を受けた対価の額（3億2170万7703円）が、当該取引に係る租税特別措置法66条の4第1項に規定する独立企業間価格（13億3461万3522円）に満たないことから、同項の規定に基づき、当該取引が独立企業間価格で行われたものとみなして原告の当期の所得の金額に加算すべき金額である。

イ 所得の金額に対する法人税の額 16億2769万9800円

20 上記金額は、前記アの所得の金額54億2566万6000円（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、法人税法66条（平成18年法律第10号による改正前のもの）に規定する税率（平成18年法律第10号による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16

25 条1項1号の規定を適用した後のもの）を乗じて算出した後のものである。

ウ 法人税の額から控除される所得税額等の額 4億5744万1709円

上記金額は、法人税法68条（平成20年法律第23号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される所得税額209万7991円、法人税法69条（平成21年法律第13号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される外国税額3億8170万8183円及び租税特別措置法42条の4（平成19年法律第6号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される特別控除額7363万5535円を合計した後のものである。

エ 納付すべき法人税の額 11億7025万8000円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を差し引いた後のもの（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下、納付すべき税額について同じ。）である。

オ 既に納付の確定した法人税の額 8億6638万6200円

上記金額は、原告が平成19年3月期の法人税の修正申告書（平成22年8月6日付け）に記載した納付すべき法人税の額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税の額 3億0387万1800円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後のものである。

## (2) 平成20年3月期

ア 所得の金額 42億1497万8684円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した後のものである。

(ア) 申告に係る所得の金額 36億1896万6568円

上記金額は、平成20年3月期の法人税についてされた平成25年4月25日付けの更正（減額する旨の更正）における所得の金額と同額である。

(イ) 国外関連者に対する所得の移転額 6億7380万3216円

上記金額は、原告が平成20年3月期において本件国外関連者との間で行った本件国外関連取引について、原告が本件国外関連者から支払を受け

た対価の額（3億7551万3437円）が、当該取引に係る租税特別措置法66条の4第1項に規定する独立企業間価格（10億4931万6653円）に満たないことから、同項の規定に基づき、当該取引が独立企業間価格で行われたものとみなして原告の当期の所得の金額に加算すべき金額である。

5 (ウ) 損金の額に算入される事業税の額 7779万1100円

上記金額は、平成19年3月期更正処分により増加した原告の所得の金額に対して課された事業税の額に相当するものであり、平成20年3月期の損金の額に算入することができる金額である。

10 イ 所得の金額に対する法人税の額 12億6449万3400円

上記金額は、前記アの所得の金額42億1497万8000円(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に、法人税法66条（平成20年法律第23号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて算出した後のものである。

15 ウ 法人税の額から控除される所得税額等の額 4億7467万0635円

上記金額は、法人税法68条（平成20年法律第23号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される所得税額265万6883円、法人税法69条（平成21年法律第13号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される外国税額4億0793万4909円及び租税特別措置法42条の4（平成20年法律第23号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される特別控除額6407万8843円を合計した後のものである。

エ 納付すべき法人税の額 7億8982万2700円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を差し引いた後のものである。

25 オ 既に納付の確定した法人税の額 6億1101万9100円

上記金額は、平成20年3月期の法人税についてされた平成25年4月2

5日付けの更正において納付すべき法人税の額とされた金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額 1億7880万3600円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後のものである。

(3) 平成21年3月期

5 ア 所得の金額 30億1475万9088円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した後のものである。

(ア) 申告に係る所得の金額 27億3766万9958円

10 上記金額は、平成21年3月期の法人税についてされた平成25年4月25日付けの更正(減額する旨の更正)における所得の金額と同額である。

(イ) 国外関連者に対する所得の移転額 3億2281万3630円

15 上記金額は、原告が平成21年3月期において本件国外関連者との間で行った本件国外関連取引について、原告が本件国外関連者から支払を受けた対価の額(2億3872万4363円)が、当該取引に係る租税特別措置法66条の4第1項に規定する独立企業間価格(5億6153万7993円)に満たないことから、同項の規定に基づき、当該取が独立企業間価格で行われたものとみなして原告の当期の所得の金額に加算すべき金額である。

(ウ) 損金の額に算入される事業税の額 4572万4500円

20 上記金額は、平成20年3月期更正処分により増加した原告の所得の金額に対して課された事業税の額に相当するものであり、平成21年3月期の損金の額に算入することができる金額である。

イ 所得の金額に対する法人税の額 9億0442万7700円

25 上記金額は、前記アの所得の金額30億1475万9000円(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に、法人税法66条(平成22年法律第6号による改正前のも

の)に規定する税率を乗じて算出した後のものである。

ウ 法人税の額から控除される所得税額等の額 4億2195万5754円

上記金額は、法人税法68条(平成23年法律第114号による改正前のもの)に規定する法人税の額から控除される所得税額252万0024円、  
5 法人税法69条(平成22年法律第6号による改正前のもの)に規定する法人税の額から控除される外国税額3億5680万8752円及び租税特別措置法42条の4(平成21年法律第61号による改正前のもの)に規定する法人税の額から控除される特別控除額6262万6978円を合計した後のものである。

10 エ 納付すべき法人税の額 4億8247万1900円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を差し引いた後のものである。

オ 既に納付の確定した法人税の額 3億9934万4900円

上記金額は、平成21年3月期の法人税についてされた平成25年4月25日付けの更正において納付すべき法人税の額とされた金額と同額である。

15 カ 差引納付すべき法人税の額 8312万7000円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後のものである。

#### (4) 平成22年3月期

ア 所得の金額 29億8723万1700円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した後の  
20 のものである。

(ア) 申告に係る所得の金額 27億5305万1741円

上記金額は、平成22年3月期の法人税についてされた平成25年4月25日付けの更正(減額する旨の更正)における所得の金額と同額である。

(イ) 国外関連者に対する所得の移転額 2億5544万1259円

25 上記金額は、原告が平成22年3月期において本件国外関連者との間で行った本件国外関連取引について、原告が本件国外関連者から支払を受け

た対価の額（２億０３７２万４８５０円）が、当該取引に係る租税特別措置法６６条の４第１項に規定する独立企業間価格（４億５９１６万６１０９円）に満たないことから、同項の規定に基づき、当該取引が独立企業間価格で行われたものとみなして原告の当期の所得の金額に加算すべき金額である。

5 (ウ) 損金の額に算入される事業税の額 2126万1300円

上記金額は、平成２１年３月期更正処分により増加した原告の所得の金額に対して課された事業税の額に相当するものであり、平成２２年３月期の損金の額に算入することができる金額である。

10 イ 所得の金額に対する法人税の額 8億9616万9300円

上記金額は、前記アの所得の金額２９億８７２３万１０００円（ただし、国税通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、法人税法６６条（平成２２年法律第６号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて算出した後のものである。

15 ウ 法人税の額から控除される所得税額等の額 3億2365万0041円

上記金額は、法人税法６８条（平成２３年法律第１１４号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される所得税額１８０万９２３９円、法人税法６９条（平成２２年法律第６号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される外国税額２億６６６８万３６１０円及び租税特別措置法４２条の４（平成２２年法律第６号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される特別控除額５５１５万７１９２円を合計した後のものである。

エ 納付すべき法人税の額 5億7251万9200円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を差し引いた後のものである。

25 オ 既に納付の確定した法人税の額 5億1813万8400円

上記金額は、平成２２年３月期の法人税についてされた平成２５年４月２

5日付けの更正において納付すべき法人税の額とされた金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税の額 5438万0800円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後のものである。

(5) 平成23年3月期

5 ア 所得の金額 30億9509万3063円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した後のものである。

(ア) 申告に係る所得の金額 27億7562万8212円

10 上記金額は、平成23年3月期の法人税についてされた平成25年4月25日付けの更正(減額する旨の更正)における所得の金額と同額である。

(イ) 国外関連者に対する所得の移転額 3億3735万6651円

15 上記金額は、原告が平成23年3月期において本件国外関連者との間で行った本件国外関連取引について、原告が本件国外関連者から支払を受けた対価の額(2億3969万3708円)が、当該取引に係る租税特別措置法66条の4第1項に規定する独立企業間価格(5億7705万0359円)に満たないことから、同項の規定に基づき、当該取引が独立企業間価格で行われたものとみなして原告の当期の所得の金額に加算すべき金額である。

(ウ) 損金の額に算入される事業税の額 1789万1800円

20 上記金額は、平成22年3月期更正処分により増加した原告の所得の金額に対して課された事業税の額に相当するものであり、平成23年3月期の損金の額に算入することができる金額である。

イ 所得の金額に対する法人税の額 9億2852万7900円

25 上記金額は、前記アの所得の金額30億9509万3000円(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に、法人税法66条(平成23年法律第114号による改正前の

もの)に規定する税率を乗じて算出した後のものである。

ウ 法人税の額から控除される所得税額等の額 1億7773万4202円

上記金額は、法人税法68条(平成23年法律第114号による改正前のもの)に規定する法人税の額から控除される所得税額175万3147円、  
5 法人税法69条(平成23年法律第114号による改正前のもの)に規定する法人税の額から控除される外国税額1億1904万9686円及び租税特別措置法42条の4(平成23年法律第82号による改正前のもの)に規定する法人税の額から控除される特別控除額5693万1369円を合計した後のものである。

10 エ 納付すべき法人税の額 7億5079万3600円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を差し引いた後のものである。

オ 既に納付の確定した法人税の額 6億5956万1900円

上記金額は、平成23年3月期の法人税についてされた平成25年4月25日付けの更正において納付すべき法人税の額とされた金額と同額である。

15 カ 差引納付すべき法人税の額 9123万1700円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後のものである。

#### (6) 平成24年3月期

ア 所得の金額 28億0507万4587円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した後の  
20 のものである。

(ア) 申告に係る所得の金額 25億5126万9287円

上記金額は、原告が、平成24年3月期の法人税の修正申告書(平成25年4月2日付け)に記載した所得の金額と同額である。

(イ) 国外関連者に対する所得の移転額 2億7823万5100円

25 上記金額は、原告が平成24年3月期において本件国外関連者との間で行った本件国外関連取引について、原告が本件国外関連者から支払を受け

た対価の額（２億１４８８万１０５９円）が、当該取引に係る租税特別措置法６６条の４第１項に規定する独立企業間価格（４億９３１１万６１５９円）に満たないことから、同項の規定に基づき、当該取引が独立企業間価格で行われたものとみなして原告の当期の所得の金額に加算すべき金額である。

5 (ウ) 損金の額に算入される事業税の額 2442万9800円

上記金額は、平成２３年３月期更正処分により増加した原告の所得の金額に対して課された事業税の額に相当するものであり、平成２４年３月期の損金の額に算入することができる金額である。

10 イ 所得の金額に対する法人税の額 8億4152万2200円

上記金額は、前記アの所得の金額２８億０５０７万４０００円（ただし、国税通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、法人税法６６条（平成２３年法律第１１４号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて算出した後のものである。

15 ウ 法人税の額から控除される所得税額等の額 1億1674万5250円

上記金額は、法人税法６８条（平成２３年法律第１１４号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される所得税額１８７万５６６８円、法人税法６９条（平成２３年法律第１１４号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される外国税額４３１７万７６５３円及び租税特別措置法４２条の４（平成２３年法律第１１４号による改正前のもの）に規定する法人税の額から控除される特別控除額７１６９万１９２９円を合計した後のものである。

エ 納付すべき法人税の額 7億2477万6900円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を差し引いた後のものである。

25 オ 既に納付の確定した法人税の額 6億4863万5400円

上記金額は、原告が平成２４年３月期の法人税の修正申告書（平成２５年

4月2日付け)に記載した納付すべき法人税の額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税の額 7614万1500円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後のものである。

## 2 本件各更正処分が適法であること

5 被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度における所得の金額及び納付すべき法人税の額は、前記1のとおりであるところ、本件各更正処分における所得の金額及び納付すべき法人税の額は、それぞれ別表5のとおりであり、いずれも前記1の金額と同額であるか、又は同金額を超えないものであるから、本件各更正処分は、いずれも適法である。

## 10 3 本件各賦課決定処分の根拠

国税通則法65条1項(平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。)は、期限内申告書が提出された場合において、更正等があったときは、当該納税者に対し、その更正等により新たに納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定する。

15 なお、同条4項(平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。)は、同条1項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、その更正等の前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として一定の金額を控除して、同項の規定を適用する旨規定する。

20 前記2のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告は、本件各事業年度の法人税について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、また、納付すべき税額を過少に申告していたことについて同条4項に規定する「正当な理由」は認められない。

25 したがって、本件各更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額を基礎として、以下の過少申告加算税が課されることとなる。

- (1) 平成19年3月期（別表5「平成19年3月期」欄に対応する「過少申告加算税額」欄（順号⑫）参照） 3038万7000万円

上記金額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告が平成19年3月期更正処分によって新たに納付すべきこととなった法人税の額3億0387万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表5「平成19年3月期」欄に対応する「過少申告加算税対象額」欄（順号⑪）参照）に100分の10の割合を乗じて算出したものである。

- (2) 平成20年3月期（別表5「平成20年3月期」欄に対応する「過少申告加算税額」欄（順号⑫）参照） 1787万3000円

上記金額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告が平成20年3月期更正処分によって新たに納付すべきこととなった法人税の額1億7873万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表5「平成20年3月期」欄に対応する「過少申告加算税対象額」欄（順号⑪）参照）に100分の10の割合を乗じて算出したものである。

- (3) 平成21年3月期（別表5「平成21年3月期」欄に対応する「過少申告加算税額」欄（順号⑫）参照） 831万2000円

上記金額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告が平成21年3月期更正処分によって新たに納付すべきこととなった法人税の額8312万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表5「平成21年3月期」欄に対応する「過少申告加算税対象額」欄（順号⑪）参照）に100分の10の割合を乗じて算出したものである。

- (4) 平成22年3月期（別表5「平成22年3月期」欄に対応する「過少申告加算税額」欄（順号⑫）参照） 541万6000円

上記金額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告が平成22年3月期更正処分によって新たに納付すべきこととなった法人税の額5416万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた

後のもの。別表5「平成22年3月期」欄に対応する「過少申告加算税対象額」欄（順号⑪）参照）に100分の10の割合を乗じて算出したものである。

- (5) 平成23年3月期（別表5「平成23年3月期」欄に対応する「過少申告加算税額」欄（順号⑫）参照） 910万6000円

5 上記金額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告が平成23年3月期更正処分によって新たに納付すべきこととなった法人税の額9106万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表5「平成23年3月期」欄に対応する「過少申告加算税対象額」欄（順号⑪）参照）に100分の10の割合を乗じて算出したものである。

- 10 (6) 平成24年3月期（別表5「平成24年3月期」欄に対応する「過少申告加算税額」欄（順号⑫）参照） 759万7000円

上記金額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告が平成24年3月期更正処分によって新たに納付すべきこととなった法人税の額7597万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた

15 後のもの。別表5「平成24年3月期」欄に対応する「過少申告加算税対象額」欄（順号⑪）参照）に100分の10の割合を乗じて算出したものである。

#### 4 本件各賦課決定処分は適法であること

被告が本訴において主張する本件各更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、前記3のとおりであるところ、本件各賦課決定処分における過少申告

20 加算税の額は、前記3の金額と同額であるから、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

以上